

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

令和7年(2025年)

目 次

議案第 4 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 5 号	市道路線の認定について……………	8
議案第 6 号	工事請負契約の締結について……………	15
議案第 7 号	製造請負契約の締結について……………	17
議案第 8 号	今泉クリーンセンターの管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	23
議案第 9 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	24
議案第 10 号	鎌倉海浜公園坂ノ下地区レストハウスに係る損害賠償請求及び建物明渡請求訴訟の提起について……………	25
議案第 11 号	鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の制定について……………	26
議案第 12 号	鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
議案第 13 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
議案第 14 号	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例及び鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する等の条例の制定について……………	37
議案第 15 号	令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）……………	63
報告第 11 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	68

議案第 4 号

市道路線の廃止について

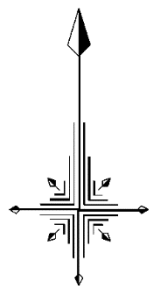
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

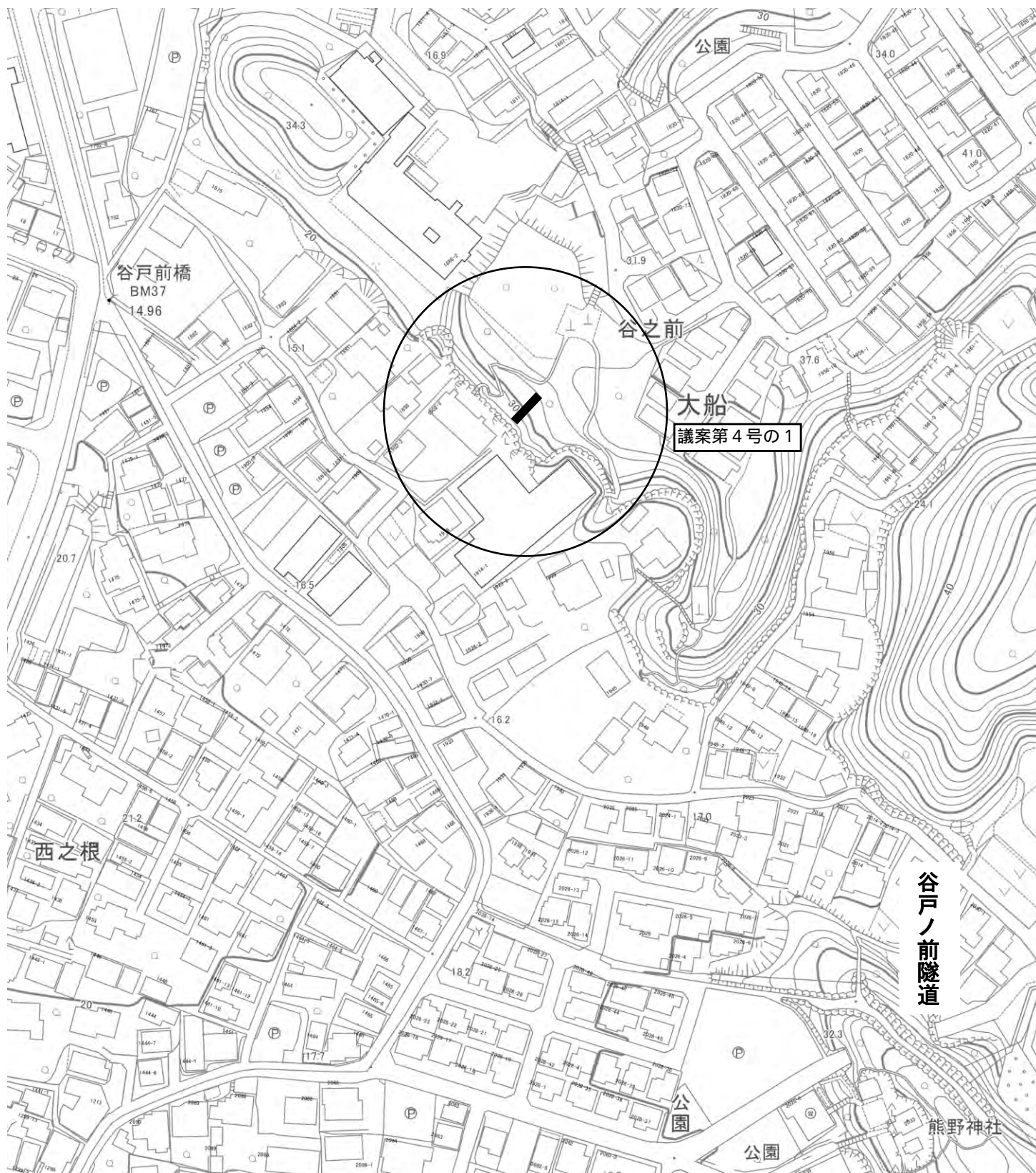
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	大 船 字 谷 之 前	1917番	大 船 字 谷 之 前	1900番	0.89～0.91	10.59	1

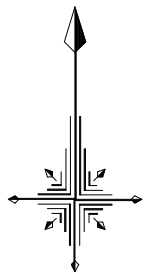


凡例  廃止箇所

案内図

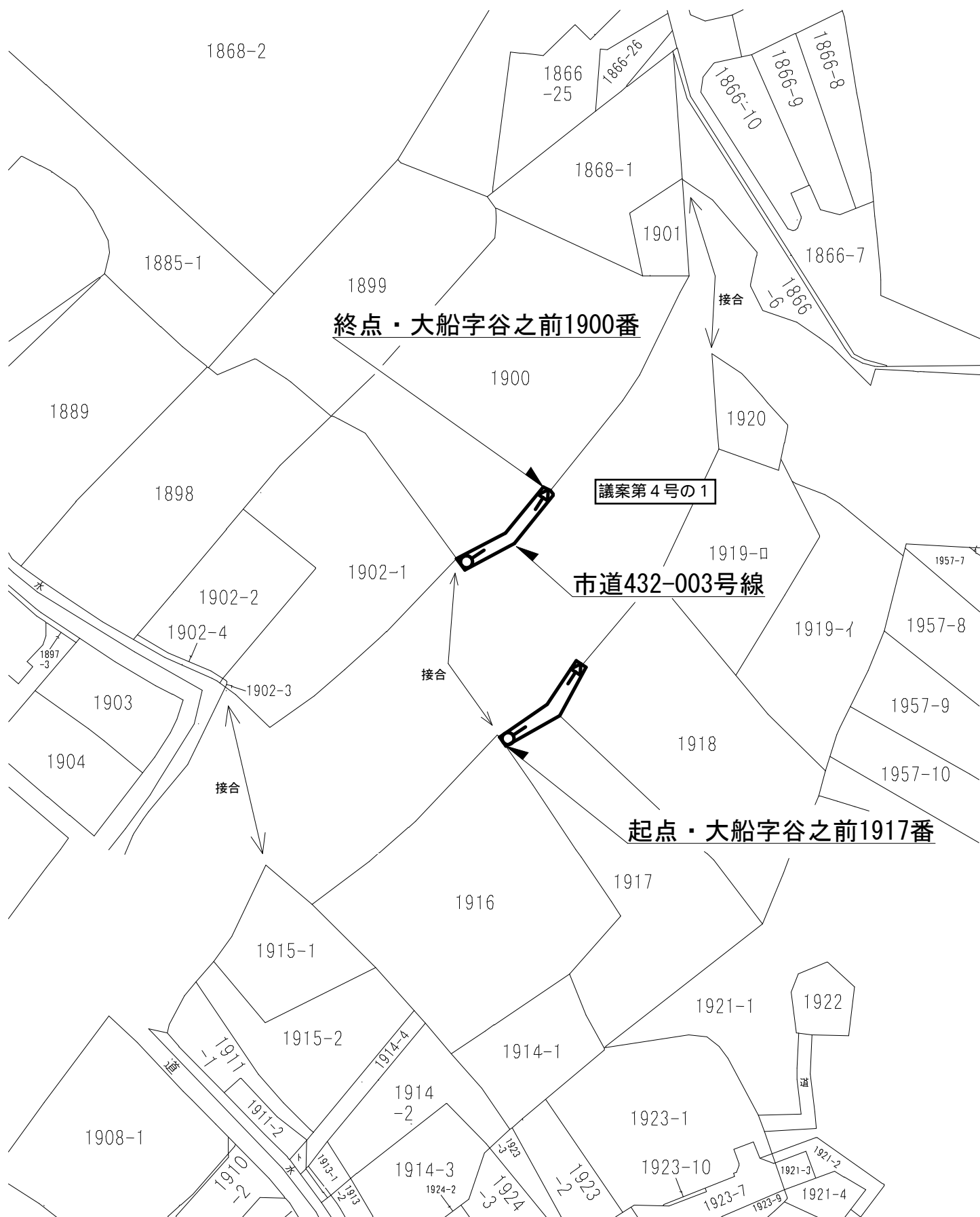
図面番号 1





公図写

図面番号 1



議案第 5 号

市道路線の認定について

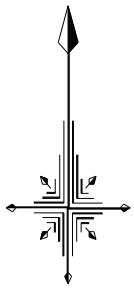
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	西 御 門 二 丁 目	815番16	西 御 門 二 丁 目	815番12	5.00～ 9.34	27.48	1
2	手 広 四 丁 目	1431番4	手 広 四 丁 目	1431番7	4.50～ 7.66	36.67	2
3	腰 越 字 御 所	1615番2	腰 越 字 御 所	1617番11	4.51～ 8.35	27.26	3



凡例

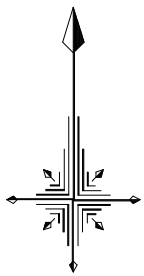


認定箇所

案内図

図面番号 1





公図写

図面番号 1





凡例



認定箇所

案内図

図面番号 2





凡例



認定箇所

案内図

図面番号 3





公図写

図面番号 3

起点・腰越字御所1615番2

市道021-065号線（予定）

終点・腰越字御所1617番11

議案第5号の3

議案第 6 号

工事請負契約の締結について

本市は、鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市坂ノ下26番先
- 3 契 約 金 額 891,000,000円
- 4 契 約 者 横須賀市金谷二丁目2番10号
ユタカ建設株式会社
代表取締役 勝 村 知 由

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事												
工 事 場 所	鎌倉市坂ノ下26番 先												
請 負 代 金 額				¥	8	9	1	0	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消 費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額				¥	8	1	0	0	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的履行保証）												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生したときは、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「ユタカ建設株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)5月21日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

受注者 横須賀市金谷2丁目2番10号
ユタカ建設株式会社
代表取締役 勝 村 知 由

議案第 7 号

製造請負契約の締結について

本市は、ポンプ付救助工作車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり製造請負契約を締結するものとする。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 件 名 | ポンプ付救助工作車（鎌倉） |
| 2 | 契 約 数 量 | 1 台 |
| 3 | 契 約 金 額 | 169,950,000円 |
| 4 | 契 約 者 | 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
帝商株式会社
代表取締役 中 野 誠 |

製 造 請 負 仮 契 約 書

物 件	名 称	形 状 寸 法	単位	数量	金 額(税抜)																								
	ポンプ付救助工作車(鎌倉)	別紙仕様書のとおり	台	1	1 5 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円																								
契 約 金 額		<table><tr><td>¥</td><td>1</td><td>6</td><td>9</td><td>9</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="10">(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、15,450,000 円)</td></tr></table>								¥	1	6	9	9	5	0	0	0	0	(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、15,450,000 円)									
¥	1	6	9	9	5	0	0	0	0																				
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、15,450,000 円)																													
納 入 期 限		令和 8 年(2026 年) 3 月 25 日(水)																											
契 約 保 証 金		契約金額の 1 0 0 分の ☐ 現 金 ☒ 免 除 契約規則第 5 条第 3 号 該当 円 ☐ 有価証券																											
履行（納入）場所		鎌倉市消防本部警防救急課（鎌倉市大船三丁目 5 番 10 号）																											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、契約期間の始期については、議決日からとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第 167 条の 4 若しくは第 167 条の 11 の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。																													

鎌倉市（以下「発注者」という。）と帝商株式会社（以下「受注者」という。）とは、製造請負について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 受注者は、納入期限内において、発注者に上表の物件を納入するものとする。

（製造請負内容）

第 2 条 製造請負の内容は次のとおりとし、詳細は本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

- (1) 車体及び装備品等の発注
- (2) 車体のぎ装
- (3) 車体登録関係の申請一式
- (4) 安全操作技能講習
- (5) その他

（着手期限）

第 3 条 受注者は、契約締結日から 14 日以内に製造請負に着手しなければならない。

（著作権の帰属等）

第 4 条 本契約による成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

2 受注者は、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

（契約金の支払）

第5条 受注者は、製造請負完了後、第22条の完了検査を受け、それに適合すると認められたときは、速やかに請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、第1項の請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から30日以内に契約金を支払うものとする。

(法令遵守等)

第6条 受注者は、製造請負の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号。以下これらを「法令等」という。)を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の製造の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(監督、検査等)

第7条 発注者は、受注者の製造請負の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は製造を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(履行遅滞の損害金等)

第8条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数1日につき契約金額に本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて得た額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が製造請負を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に製造請負が完了しなかったとき。

(危険負担)

第9条 製造請負において使用する機材等について生じた損害その他製造請負の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、製造請負完了した目的物が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 製造請負完了した目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の場合において、発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、製造請負完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止等)

第 11 条 受注者は、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、製造の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

- (1) 製造請負完了した目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第 14 条、第 15 条又は第 18 条の規定により本契約が解除されたとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 3 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項に定める場合（前項の規定により第 1 項第 3 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項の規定は適用しない。

4 受注者は第 1 項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の締結日における支払遅延防止法の率による利息を付して支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 13 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 16 条又は第 17 条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(発注者の催告による解除権)

第 14 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、製造請負に着手すべき期日を過ぎても製造請負に着手しないとき。
- (2) 受注者が契約期間内に製造請負を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に製造請負を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第 10 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 15 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の製造請負を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。

- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第 16 条又は第 17 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第 16 条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 17 条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の 2 分の 1 以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 18 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員(製造請負を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し製造請負を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時製造請負の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 4 号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 19 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この

条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議の申出)

第 20 条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

(契約内容の変更)

第 21 条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(完了検査等)

第 22 条 受注者は、製造請負が完了したときは、速やかに検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(製造請負に関する情報等の保護)

第 23 条 受注者は、製造請負の内容、製造請負に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(協議事項)

第 24 条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)5月12日

発注者 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌 倉 市
市 長 松 尾 崇

受注者 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
帝商株式会社
代表取締役 中野 誠

議案第 8 号

今泉クリーンセンターの管理に起因する事故による
市の義務に属する損害賠償の額の決定について

令和 6 年（2024年）10月29日、鎌倉市今泉四丁目 1 番 1 号今泉クリーンセンター内で発生した今泉クリーンセンターの管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025年）6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 2,340,173円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市台二丁目18番19号
有限会社山一商店
代表取締役 光 山 都 寛 |

議案第 10 号

鎌倉海浜公園坂ノ下地区レストハウスに係る損害賠償
請求及び建物明渡請求訴訟の提起について

鎌倉海浜公園坂ノ下地区レストハウスに係る損害賠償請求及び建
物明渡請求訴訟の提起につき、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌 倉 市

被告 鎌倉市坂ノ下34番 1 号

有限会社グローバルリーフ

代表取締役 吉 澤 治 郎

[REDACTED]

[REDACTED]

横浜市西区南幸二丁目 9 番 9 号 アネックス横浜 3 1 3

合同会社 B e s

代表社員 百合野 博

2 訴訟提起の理由

鎌倉海浜公園坂ノ下地区のレストハウスを占有している事業者
に対し、当該施設での営業が継続され、退去がなされない状況で
あることから、地方自治法第96条第 1 項第12号の規定により、損
害賠償請求及び建物明渡請求の訴訟を提起するものである。

議案第 11 号

鎌倉市市費負担教員の任用等に
関する条例の制定について

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

「学習者中心の学び」を支える環境を整備するため、学校の指導体制の充実を図るべく市費負担教員を採用するに当たり、その任用、給与、勤務条件等の特例に関し必要な規定を整備するものである。

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、鎌倉市における学習者中心の学びを支える環境を整備し、子どもが安心して学び続けることができる教育環境の実現を図ることを目的として、鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成17年7月条例第15号)第2条の規定により任期を定めて採用される市費負担教員の任用、給与、勤務条件等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「市費負担教員」とは、鎌倉市立の小学校及び中学校の教諭で常時勤務の者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を除く。)をいう。

(任用)

- 第3条 市費負担教員の任命権は、鎌倉市教育委員会(次条第2項において「任命権者」という。)に属する。
- 2 市費負担教員の採用に当たっては、選考によるものとし、その選考は、教育長が行うものとする。

(任用期間)

- 第4条 市費負担教員の任用期間は、3年以内とする。
- 2 任命権者は、前項に規定する任期を採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該市費負担教員の同意を得なければならない。

(給料)

- 第5条 市費負担教員には、鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和31年6月条例第17号。第7条第1項及び第12条において「勤務時間条例」という。)第3条に規定する勤務時間(第12条において「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬として、別表に定める教職経験月数の区分により給料を支給する。
- 2 前項に規定する教職経験月数の算定方法については、規則で定める。

(特殊勤務手当)

- 第6条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料月額で考慮することが適当でないものに従事した市費負担教員に対して支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 教員特殊業務手当

(2) 夜間緊急業務手当

(教員特殊業務手当)

第7条 教員特殊業務手当は、市費負担教員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の度が著しいものであって、その負担の度が規則で定める度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）で規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務

(3) 対外運動競技等で規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第5条及び第6条の3の規定に基づく勤務を要しない日若しくは同条例第5条の2に規定する休日に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は学校行事として行われる保健・安全的行事における児童若しくは生徒に対する指導業務

2 教員特殊業務手当の額は、1日又は1回につき500円から7,500円までの範囲内において規則で定める。

(夜間緊急業務手当)

第8条 夜間緊急業務手当は、市費負担教員が、突発的に発生した業務で規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、規則で定める事情のもとで、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において、当該業務に従事した場合に支給する。

2 夜間緊急業務手当の額は、1回につき1,240円を超えない範囲内において規則で定める。

(併給禁止等)

第9条 教員特殊業務手当を支給する日については、夜間緊急業務手当は支給しない。ただし、夜間緊急業務手当の額が教員特殊業務手当の額を超えるときは、夜間緊急業務手当を支給し、教員特殊業務手当は支給しない。

(義務教育等教員特別手当)

第10条 市費負担教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当は、1月につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める。

3 義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(教職調整額)

第11条 市費負担教員には、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額(以下この条において「教職調整額」という。)を支給する。

2 教職調整額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市費負担教員の給与に関し、鎌倉市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号。第15条において「給与条例」という。)第3条に規定する地域手当、期末手当若しくは勤勉手当又は鎌倉市職員の退職手当に関する条例(昭和30年4月条例第4号)第2条第1項に規定する退職手当について給料をその算定の基礎とする場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とする。

4 市費負担の給与に関し、休職の期間中に給料が支給される場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給する。

(時間外勤務に関する基本的態度)

第12条 市費負担教員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、勤務時間条例第5条の2に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次条において同じ。)は、命じないものとする。

(時間外勤務を命ずる場合)

第13条 市費負担教員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 児童又は生徒の実習に関する業務
- (2) 学校行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

(任用条例の適用除外)

第14条 鎌倉市職員の任用に関する条例(昭和31年3月条例第1号)第4条から第7条までの規定は、市費負担教員には適用しない。

(給与条例の適用除外)

第15条 給与条例第6条、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第15条の2(夜勤手当に係る部分を除く。)及び第16条の2から第16条の4までの規定は、市費負担教員には適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条）

教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒
12月未満	269,300円	252,000円	235,100円
12月以上24月未満	278,100円	257,000円	243,100円
24月以上36月未満	286,600円	262,100円	249,200円
36月以上48月未満	294,000円	269,300円	254,400円
48月以上60月未満	301,100円	278,100円	259,500円
60月以上72月未満	307,800円	286,600円	265,800円
72月以上84月未満	314,300円	294,000円	273,700円
84月以上96月未満	321,400円	301,100円	282,500円
96月以上108月未満	328,400円	307,800円	290,400円
108月以上120月未満	335,400円	314,300円	297,700円
120月以上132月未満	340,800円	321,400円	304,600円
132月以上144月未満	346,700円	328,400円	311,300円
144月以上156月未満	352,600円	335,400円	318,000円
156月以上168月未満	358,500円	340,800円	325,000円
168月以上180月未満	363,500円	346,700円	332,000円
180月以上192月未満	368,100円	352,600円	338,000円
192月以上204月未満	372,500円	358,500円	343,800円
204月以上	376,900円	363,500円	349,700円

議案第 12 号

鎌倉市職員定数条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

円滑な行政運営を実現するため、教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関並びに消防の職員定数を改正するものである。

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員定数条例（昭和24年8月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「150人」を「180人」に改め、同項第8号中「252人」を「275人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保
育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設
等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関連条項を整備するもの
である。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行う」を「支援(第4項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第6項第1号」を「第8項第1号」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、第1項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

5 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第7項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同項の前に次の2項を加える。

6 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす

るための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

7 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

付則第4項中「10年」を「15年」に改める。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

付則第5項中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する
条例及び鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する
等の条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例及び鎌倉市
まちづくり条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

社会情勢の変化や本市の土地利用を取り巻く状況の変化を踏まえ、「土地利用調整制度の見直し大綱（令和 4 年（2022年）1 月策定）」に基づき、特定土地利用や中規模開発事業の手続き等に関して規定を整備するものである。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例及び鎌倉市
まちづくり条例の一部を改正する等の条例

(開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月
条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に、「第3節 指定建築物の基準（第45
条・第45条の2）」を

「第3節 指定建築物の基準（第45条・第45条の2）」

第4節 特定土地利用の基準（第45条の3―第45条の7）」に改め、「整
備の」を削る。

第2条第2項第2号中「又は建築基準法第2条第13号に規定する建築」を
「、建築基準法第2条第13号に規定する建築又は第16号に規定する特定土地
利用」に改め、同項第16号イ中「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準
等に関する条例（平成23年10月条例第10号）第2条第1号に規定する特定土
地利用（以下「特定土地利用」という。）」を「特定土地利用」に改め、同号
を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 特定土地利用 土地そのものの利用を主たる構成要素とする土地利用
行為であって、次に定めるものをいう。

ア 墓地等の設置 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

第10条に規定する許可を要する墓地の設置又は同法第2条第2項に規
定する火葬により生じた焼骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺
灰を含む。）を地表等へ散布するための区域の設置

イ 動物霊園の設置 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死骸の火
葬に必要な焼却設備を有する施設（施設内において動物の死骸を火葬
する炉を搭載した自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条
第1項第9号に規定する自動車をいう。）を焼却設備として使用する場
合を含む。）、これらの動物の死骸を埋葬するための設備若しくは焼骨
を納骨するための設備を有する施設又は火葬により生じた焼骨の粉末
（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む。）を地表等へ散布するた
めの区域の設置

ウ コインパーキングの設置 次のいずれにも該当する駐車場の設置

(7) 24時間の営業であること。

(4) 不特定多数の人が利用できる部分があること。

(5) 出庫時に利用した時間の料金を支払う仕組みのものであること。

- エ スポーツレクリエーション施設の設置 土地そのものを施設の主たる構成要素とするスポーツレクリエーションの用に供する施設の設置
- オ 岩石等の採取施設の設置 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による土地の掘削又は土の採取及び搬出の用に供する区域の設置
- カ その他の施設の設置等 資材置場等その他の土地そのものの利用を主たる構成要素とする施設の設置

第2条第2項に次の1号を加える。

- (18) 公益上必要な建築物 開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない建築物であって、公益上必要なものとして規則で定めるものをいう。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、別表第1第1項から第6項までに規定する開発事業及び同表第7項から第10項までに規定する開発事業の双方に該当する場合にあっては、この限りでない。

第4条第1項中「いう」の次に「。次項において同じ」を加え、「行う開発事業」を「行う開発事業（第2条第2項第16号に規定する特定土地利用を除く。）」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 一団の土地において同時に又は引き続いて行う開発事業（第2条第2項第16号に規定する特定土地利用に限る。）及び隣接した土地において同時に又は引き続いて行う別表第1第7項から第10項までに規定する開発事業は、一の開発事業とみなす。

第5条第1項中「関係法令」を「関係法令等」に改め、同条第3項中「建築基準法に基づく建築協定、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく基本構想、景観法（平成16年法律第110号）に基づく鎌倉市景観計画、まちづくり条例に基づく鎌倉市都市マスタープラン並びに鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）に基づく景観形成方針及び景観形成基準が定められているときは、これらの内容に適合するものでなければならず、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画」を「まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画及び地区まちづくりプラン」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 開発事業者は、まちづくりについての個別計画に定める区域内において、開発事業を行おうとする場合は、市長と当該個別計画の実現に向けた協議をしなければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 3 開発事業者は、開発事業で整備した植栽について、適切な維持管理を行うように努めなければならない。

第7条中「、開発事業に係る工事の施工に当たっては」を削り、「軽減」の次に「及び周囲の環境の維持」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(地域脱炭素化)

第7条の2 開発事業者は、脱炭素社会の実現に向け、開発事業を行うときは、温室効果ガスの排出量削減に努めなければならない。

第9条を次のように改める。

(事業区域周辺道路への配慮)

第9条 開発事業者は、第46条から第46条の3までに規定する道路以外の事業区域周辺の道路における車両交通量の増加について、周辺住民又は関係住民から説明を求められたときは、円滑な交通誘導に配慮する想定経路等を計画し、具体的かつ平易に説明するものとし、その理解を得るよう努めなければならない。

第11条の2を次のように改める。

(津波等浸水想定区域における配慮)

第11条の2 開発事業者は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく鎌倉市立地適正化計画で定める居住誘導区域であって、次の各号に掲げる区域（次項において「津波等浸水想定区域」という。）においては、地階に居室を設置しないよう配慮しなければならない。

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域
- (3) 水防法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域

- 2 開発事業者は、津波等浸水想定区域で開発事業を行った場合には、当該区域が津波等浸水想定区域であること並びに周辺の避難場所の位置及び避難経路を、購入者等に対し周知するよう努めるものとする。

第12条に次の1項を加える。

- 2 開発事業者は、まちづくり条例第31条第1項の規定による市長の助言又

は指導の内容を尊重した開発事業の計画とするよう努めなければならない。

第13条に次の2項を加える。

2 開発事業者は、前項の規定による事前相談を行うときは、当該開発事業の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該開発事業の概要を表示した標識（以下「標識」という。）を、事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

3 開発事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに標識の設置に関する届書を市長に提出しなければならない。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第24条中「、第5項及び第6項」を「及び第5項から第10項まで」に、「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第25条第1号中「第31条第1項第1号及び第5号」を「第31条第1項第1号及び第4号」に、「第43条第2項及び第4項、第44条第1項及び第3項、第46条、第46条の2、第47条第1項」を「第43条第1項、第44条第1項、第46条から第46条の3まで、第47条第1項から第3項まで」に改め、同条第2号中「第31条第1項第1号及び第5号」を「第31条第1項第1号及び第4号」に、「第43条第2項及び第4項並びに第44条第1項及び第3項」を「第43条第1項並びに第44条第1項」に改め、同条に次の4号を加える。

(5) 別表第1第7項に掲げる開発事業 第45条の3並びに第45条の4第1項並びに同条第2項第1号から第5号まで及び第7号に規定する基準

(6) 別表第1第8項に掲げる開発事業 第45条の3及び第45条の5（同条第4項において準用する第45条の4第2項第6号、第8号及び同条第3項を除く。）に規定する基準

(7) 別表第1第9項に掲げる開発事業 第45条の3並びに第45条の6第1号及び第3号に規定する基準

(8) 別表第1第10項に掲げる開発事業 第45条の3並びに第45条の7第1号及び第2号に規定する基準

第31条第1項第1号中「、別表第6及び別表第7」を削り、同項第2号中「表土」を「良質な表土」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 緑化等については、前3号に定めるもののほか、規則で定める基準によるものとする。

第31条第1項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号及び第4号の規定は、次の各号のいずれかに該当する敷地に

は、適用しない。

(1) 風致地区に包含される敷地

(2) 敷地の形状又は建築物の用途等によりやむを得ないと市長が認めた敷地

第31条の2中「開発区域」を「政令第23条の3ただし書の規定により、開発区域」に改め、「、政令第23条の3ただし書の規定により」を削り、「保全対象緑地」の次に「(まちづくり条例第2条第10号に規定する保全対象緑地をいう。以下同じ。)」を加える。

第32条中「別表第8」を「別表第6」に、「別表第9」を「別表第7」に改める。

第35条中「別表第10」を「別表第8」に改める。

第38条第1項中「別表第11」を「別表第9」に改める。

第43条の見出し中「位置、形態及び緑化率等」を「緑化等」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を削る。

第44条の見出し中「擁壁の高さ、緑化等」を「擁壁の高さ等」に改め、同条第1項第2号イ中「小規模な」を「高さが1.5メートル以下の」に改め、同条第3項を削る。

第3章に次の1節を加える。

第4節 特定土地利用の基準

(特定土地利用の立地基準)

第45条の3 特定土地利用（墓地等及び動物霊園の設置を除く特定土地利用にあっては、市街化調整区域で行うものに限る。以下この条において同じ。）の事業区域には、次に掲げる区域等を含まないものとする。ただし、第1号から第5号までの区域等（土地の改変が既に行われ、土地利用がされている場所に限る。）において、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、市内に主たる事務所を有するもの（以下「市内の宗教法人」という。）が、現に有する境内地（同法第3条第2号から第7号までに規定する土地をいう。以下同じ。）において墓地等の設置を行うとき又は現に経営している墓地の墳墓を設けている区域を拡張するとき若しくは区画数を増加するときは、この限りでない。

(1) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第2条に規定する自然環境保全地域

(2) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域

- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定による保安林の指定に係る土地及び同法第41条に規定する保安施設地区
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (7) 文化財保護法第109条第1項、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第31条第1項又は鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）第41条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の保全に特定土地利用による影響が生ずるおそれのある区域（墓地等の設置基準等）

第45条の4 墓地等の設置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の境界線と次に掲げる施設等の敷地境界線との水平投影面における最短の距離は、110メートル以上とすること。ただし、当該墓地等の設置が市民の宗教的感情に適合し、かつ、良好な居住環境及び相隣関係の確保その他の公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

ア 住宅

イ 地方自治法第244条の2第1項又は図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定により条例で定める施設

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

ク その他規則で定める施設

- (2) 墓地等の設置に伴い設置する自動車駐車場の出入口が面する道路（事

業区域に面し、又は事業区域外の自動車駐車場に面する部分に限る。)の幅員は、6メートル(小区間で通行上支障がないと市長が認めた場合は、4.5メートル)以上とすること。

- (3) 前号に規定する道路から事業区域外の道路(車両が2方向以上に分散、待機及び迂回できる幅員4メートル以上の道路をいう。)までの区間の道路の幅員を4メートル以上とすること。ただし、事業区域の面積が1,000平方メートル未満のとき又は当該事業区域周辺の土地利用の状況から通行の安全に支障がないと市長が特に認めたときは、この限りでない。
 - (4) 道路及び交通安全施設等については、市長が別に定める基準(以下「道路の構造等の技術基準」という。)により整備するものとする。
 - (5) 規則で定める基準により管理運営上の措置をすること。
- 2 墓地等の施設の基準は、次のとおりとする。
- (1) 別表第10に定める事業区域の面積の区分に応じ、当該事業区域内で境界線に接し同表のそれぞれの項に定める数値以上の幅を有する緑地帯を設け、かつ、当該緑地帯より内側に墳墓が見えないように2メートル以上の高さを有する障壁、密植した生垣等を設けること。
 - (2) 墳墓の1区画当たりの平均面積は、1平方メートル以上であること。
 - (3) 雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。
 - (4) ごみ集積場所を設けること。
 - (5) 事業区域の面積が2,000平方メートル以上のときは、規則で定める基準により防火水槽を設けること。
 - (6) 管理施設、便所等の墓地を利用する者に便益を供するための施設の意匠形態については、周辺環境と調和したものとする。
 - (7) 別表第11に定める事業区域の面積の区分に応じ、同表のそれぞれの項に定める区画数以上の自動車駐車場を規則で定める基準により事業区域内に設置すること。ただし、当該事業区域が接する道路又は当該事業区域に至る道路が階段状等であって当該事業区域内に自動車駐車場を設けることが困難であると市長が特に認めたときは、自動車駐車場の設置を当該事業区域に近接した場所とすることができる。
 - (8) 事業区域及びその周辺の土地の状況により、擁壁その他安全上必要な施設を設けること。
- 3 前項第6号及び第7号に掲げる施設は、高齢者及び障害者等の利用に配慮したものとしなければならない。

(動物霊園の設置基準等)

第45条の5 動物霊園を設置する場合においては、事業区域の境界線と前条第1項第1号に掲げる施設等の敷地境界線との水平投影面における最短の距離は110メートル以上とし、焼却設備を有する施設を設置する場合においては300メートル以上とすること。ただし、良好な居住環境及び相隣関係の確保その他の公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 前条第1項第2号から第5号までの規定は、動物霊園の設置基準について準用する。この場合において、同項第2号中「墓地等」とあるのは、「動物霊園」と読み替えるものとする。

3 動物霊園の施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 別表第10に定める事業区域の面積の区分に応じ、当該事業区域内で境界線に接し同表のそれぞれの項に定める数値以上の幅を有する緑地帯を設けること。

(2) 事業区域内の通路の幅員は、墓碑等を設ける区域内にあつては1メートル以上、それ以外の主要な通路の幅員にあつては2メートル以上とすること。

(3) 焼却設備は、別表第12に定める構造基準及び設置基準によること。

4 前条第2項第3号から第8号まで及び同条第3項の規定は、動物霊園の施設基準について準用する。この場合において、同条第2項第6号中「墓地」とあるのは「動物霊園」と読み替えるものとする。

(コインパーキングの設置基準)

第45条の6 コインパーキングの設置の基準は、次のとおりとする。

(1) 自動車の出口及び入口は、規則で定める基準により設置すること。

(2) 当該コインパーキング内に設置する屋外広告物、精算機等の色彩等について景観に配慮すること。

(3) 事業区域の面積が500平方メートル以上のときは、夜間照明施設を規則で定める基準により設置すること。

(4) 事業区域の面積が500平方メートル以上のときは、雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。

(5) コインパーキングの名称、所在地、収容台数、設置年月日、利用者の注意事項並びに設置者名、住所及び連絡先を記載した表示板を見やすい場所に設置すること。

(6) 事業区域内の緑化について市長と協議すること。

- (7) 自動車の出口及び入口の交通安全上の措置について、事前に所轄の警察署と協議すること。
- (8) 規則で定める基準により管理運営上の措置をすること。
(その他の行為の基準)

第45条の7 その他の行為の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の外周は、透過性のある塀、フェンス等又は樹木等で囲うこと。
- (2) 事業区域面積の25パーセント以上の緑化を行うこと。
- (3) 規則で定める基準により管理者名、住所及び連絡先を記載した表示板を設置すること。
- (4) その他規則で定める基準によること。

「第4章 公共公益施設の整備の基準等」を「第4章 公共公益施設の基準等」に改める。

第46条及び第46条の2を次のように改める。

(道路)

第46条 事業区域内の道路及び事業区域に接する道路は、次の各号に定めるところにより配置されていなければならない。

- (1) 政令第29条の2第1項第2号及び第2項第2号の規定による事業区域内に整備する道路及び事業区域内に新たに道路を整備しない開発事業(以下「単体的な開発事業」という。)における規則で定める主要な出入口(以下単に「主要な出入口」という。)が接する前面道路の幅員は、次に定めるところによること。

ア 事業区域内に整備する道路の幅員は、別表第13に定める幅員以上とすること。ただし、主要な道路以外の道路にあつては別表第14に定める幅員以上とすること。

イ 単体的な開発事業における主要な出入口が接する前面道路の幅員は、別表第13に定める幅員以上であること。

ウ 単体的な開発事業における主要な出入口が接する前面道路のうち至る道路(単体的な開発事業における主要な出入口が接する前面道路又は事業区域内に整備する主要な道路が接続する前面道路のうち事業区域に接する部分を除いた所定の道路(車両が2方向以上に分散又は待機できる規則で定める道路をいう。)に接続するまでの区間の道路をいう。以下同じ。)の幅員は、事業区域の規模及び形状、事業区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等を勘案し、イに規定する道路の幅員と

することが著しく困難であつて、かつ、車両の通行に支障がないと市長が認めたときは、別表第15に定める幅員以上であること。

- (2) 政令第25条第4号に規定する幅員の道路に接続することが事業区域の周辺の道路の状況により困難である場合において、事業区域内の主要な道路が接続する前面道路の事業区域に接する部分及び至る道路の幅員は、次に定めるところによること。

ア 当該前面道路のうち事業区域に接する部分は、別表第13に定める幅員以上であること。

イ 当該前面道路のうち至る道路の幅員は、事業区域の周辺の道路の状況等を勘案し、アに規定する道路の幅員とすることが著しく困難であつて、かつ、車両の通行に支障がないと市長が認めたときは、別表第15に定める幅員以上であること。

- (3) 政令第29条の2第1項第2号及び第2項第2号の規定による予定建築物の敷地が2以上の道路に面している場合における主要な出入口が接しない前面道路の幅員は、別表第16に定める幅員以上であること。ただし、当該道路に車両の出入口が接しないときは、別表第17に定める幅員以上であること。

- (4) 事業区域に接する前面道路部分と一体的に機能する事業区域周辺の道路の幅員が当該前面道路の幅員を超えるときは、当該事業区域の周辺の道路の幅員以上とするよう努めること。

- (5) 袋路状となる道路の配置はしないものとする。ただし、規則で定める基準に基づき配置する場合は、この限りでない。

- (6) 道路及び交通安全施設等については、道路の構造等の技術基準により整備するものとする。

(道路基準に適合しない場合の特例)

第46条の2 前条第1号ウ又は第2号イで規定する幅員基準を満たさない区間（以下「一部区間」という。）を有する至る道路で、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該一部区間の幅員を別表第18に定める幅員以上とすることができる。

- (1) 予定建築物の用途が戸建住宅で、事業区域面積が5,000平方メートル未満かつ敷地面積の合計が3,000平方メートル未満であつて、一部区間の延長が1箇所当たり20メートル以下であり、かつ、一部区間の総延長が至る道路の全延長の2割以下である場合

- (2) 単体的な開発事業で、事業区域面積が10,000平方メートル未満であつ

て、一部区間の延長が1箇所当たり20メートル以下であり、かつ、一部区間の総延長が至る道路の全延長の2割以下である場合

2 法第29条の規定による許可が必要でない次の開発事業を行う場合は、前面道路の幅員及び至る道路の幅員を既存の道路幅員とすることができる。

(1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定により届出された既存の特定工場の増築又は建替えであって、主要な出入口の位置に変更がない場合

(2) 市内の宗教法人が建築した神社仏閣及びこれに附属する建築物の増築又は建替えである場合

第46条の2の次に次の1条を加える。

（公益上必要な建築物の道路基準の特例）

第46条の3 前2条の規定にかかわらず、公益上必要な建築物の建築を目的とした単体的な開発事業の場合、政令第29条の2第1項第2号及び第2項第2号の規定による単体的な開発事業の前面道路の幅員及び至る道路の幅員を別表第19に定める幅員以上とすることができる。

第47条を次のように改める。

（公園、緑地等）

第47条 事業区域の面積が3,000平方メートル（別表第2に掲げる区分2の地域においては、政令第29条の2第2項第3号の規定により5,000平方メートル）以上50,000平方メートル未満の開発事業において政令第25条第6号の規定により設ける公園、緑地又は広場（以下「公園、緑地等」という。）については、次の各号に定めるところにより設置するものとする。

(1) 斜面地建築物の建築、特定斜面地の宅地造成、市街化調整区域を含む開発事業及び保全対象緑地を含む開発事業以外の開発事業であって、主として住宅の建築の用に供する目的で行うものについては、政令第29条の2第1項第5号イの規定による設置すべき施設の種類の種類は、公園に限るものとする。

(2) 政令第29条の2第1項第5号ロの規定による設置すべき公園、緑地等の1箇所当たりの面積の最低限度は、150平方メートルとすること。ただし、事業区域の面積が10,000平方メートル以上の斜面地建築物の建築及び特定斜面地の宅地造成を目的とする開発事業にあつては、緑地を設置する場合における1箇所当たりの面積の最低限度は、500平方メートルとし、公園的な利用が図れるものとする。

(3) 政令第29条の2第1項第5号ハの規定による設置すべき公園、緑地等

の規模は、当該事業区域の面積の５パーセント以上とすること。ただし、共同住宅の建築を目的とする場合は、当該事業区域の面積の６パーセント以上とすること。

２ 事業区域の面積が50,000平方メートル以上の開発事業において政令第25条第7号の規定により設ける公園、緑地等については、次の各号に定めるところにより設置するものとする。

- (1) 政令第29条の2第1項第6号及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第27条の2第1項第1号の規定による設置すべき公園、緑地等の1箇所当たりの面積の最低限度は、1,000平方メートルとすること。
- (2) 政令第29条の2第1項第6号及び都市計画法施行規則第27条の2第1項第2号の規定による設置すべき公園、緑地等の規模は、当該事業区域の面積の５パーセント以上とすること。ただし、共同住宅の建築を目的とする場合は、当該事業区域の面積の６パーセント以上とすること。

３ 公園、緑地等の設置については、前２項に定めるもののほか、市長が別に定める基準によるものとする。

４ 公園、緑地等を設けない開発事業については、自主管理広場の設置に努めるものとする。

５ 前各項の規定は、法第29条の規定による許可が必要でない開発事業には、適用しない。

第48条第2項中「別表第17」を「別表第21」に改める。

第60条第2項中「別表第16」を「別表第20」に改める。

第67条中「施設」を「施設等」に改める。

第70条中「第47条第4項に規定する公園整備協力金及び」を削る。

第71条第1項第7号中「宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、市内に主たる事務所を有するもの」を「市内の宗教法人」に改め、同項中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

(9) 災害等に伴う防災工事等で緊急性を有する特定土地利用

(10) 墓地等の設置にあつては、次のいずれかに該当するもの

ア 市内の宗教法人が現に有する境内地において墓地を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）であつて、当該墓地等の設置に係る面積が500平方メートル未満であるもの

イ 市内の宗教法人が現に経営している墓地の墳墓を設けている区域を拡張する場合であつて、当該拡張に係る面積が300平方メートル未満であるもの

ウ 市内の宗教法人が現に経営している墓地の墳墓の区画数を増加する場合であつて、当該墓地の面積が10,000平方メートル未満であるときにあつては現に存する墳墓の区画数に $\frac{40}{100}$ を乗じて得た数、当該墓地の面積が10,000平方メートル以上であるときにあつては現に存する墳墓の区画数に $\frac{20}{100}$ を乗じて得た数を超えない範囲内のもの

(11) 動物霊園の設置にあつては、市内の宗教法人が現に有する境内地において行うもの

第78条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、規則で定めるところにより、意見陳述の機会を与えるものとする。

別表第1中

「

7	前各項以外の開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(セ)	を
---	----------------	-----	--------	-----	---

」

「

7	墓地等の設置	—	すべての地域	(セ)	に
8	動物霊園の設置	—	すべての地域	(ソ)	
9	コインパーキングの設置	—	すべての地域	(タ)	
10	300平方メートル以上の土地におけるスポーツレクリエーション施設の設置	—	すべての地域	(チ)	
	300平方メートル以上の土地における岩石等の採取施設の設置	—	すべての地域	(チ)	
	300平方メートル以上の土地におけるその他の施設の設置	—	すべての地域	(チ)	
11	前各項以外の開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(ツ)	」

改め、同表備考1中「から(セ)」を「から(ツ)」に改め、同表備考1(ア)及び(イ)中「第3章第3節」を「第3章第3節及び第4節」に改め、同表備考1(ウ)中「第43条第2項から第4項まで」を「第43条」に、「第3章第3節」を「第3章第3節及び第4節」に改め、同表備考1(エ)中「第3章第2節及び第3節」を「第3章第2節から第4節まで」に改め、同表備考1(オ)中「第48条」の次に「、第51条」を加え、「別表第8から別表第10まで」を「別表第6から別表第8まで」に改め、同表備考1(カ)中「第3章第2節及び

第3節」を「第3章第2節から第4節まで」に改め、同表備考1（キ）中「別表第8から別表第11まで」を「別表第6から別表第9まで」に改め、同表備考1（ク）中「第44条」の次に「、第48条」を加え、「及び別表第4から別表第7まで」を「、別表第4、別表第5及び別表第21」に改め、同表備考1（ケ）中「第43条」の次に「、第48条」を加え、「及び別表第4から別表第7まで」を「、別表第4、別表第5及び別表第21」に改め、同表備考1（コ）中「第43条第1項」を「第48条」に、「及び別表第4から別表第7まで」を「、別表第4、別表第5及び別表第21」に改め、同表備考1（サ）中「第40条」の次に「、第48条」を、「別表第4まで」の次に「及び別表第21」を加え、同表備考1（シ）中「別表第8及び別表第9」を「別表第6及び別表第7」に改め、同表備考1（ス）中「別表第10」を「別表第8」に改め、同表備考1（セ）を同表備考1（ツ）とし、同表備考1（ス）の次に次のように加える。

（セ） 第1条から第7条まで、第11条の2から第13条まで、第15条から第26条まで、第29条、第37条、第39条、第40条、第45条の3、第45条の4、第46条第4号、第49条、第59条、第62条、第64条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4まで、別表第10及び別表第11の規定

（ソ） 第1条から第7条まで、第11条の2から第13条まで、第15条から第26条まで、第29条、第37条、第39条、第40条、第45条の3、第45条の5、第46条第4号、第49条、第59条、第62条、第64条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4まで、別表第10及び別表第11の規定

（タ） 第1条から第7条まで、第11条の2から第13条まで、第15条から第26条まで、第29条、第37条、第39条、第40条、第45条の3、第45条の6、第62条、第64条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4までの規定

（チ） 第1条から第7条まで、第11条の2から第13条まで、第15条から第26条まで、第29条、第37条、第39条、第40条、第45条の3、第45条の7、第62条、第64条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4までの規定

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第47条）」に改める。

別表第4中「第31条、第43条、第44条」を「第31条」に改め、同表備考1を次のように改める。

- 1 緑化率とは、各敷地の面積（第37条の規定によりまちづくり空地の整備を要する敷地においては、各敷地の面積からまちづくり空地の面積を減じた面積）に対する緑化地（当該敷地のうち、樹木、草木等植物で被覆され、又は被覆されている土地をいう。以下同じ。）の面積の割合をいう。ただし、敷地の面積が500平方メートル以上であって、建築物（附属建築物がある場合は、附属建築物を含む。）の建蔽率が50パーセント未満である場合は、市長が

別に定める敷地面積に対する緑化地の面積の割合とすることができる。

別表第 6 及び別表第 7 を削る。

別表第 8 第 1 号中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同表第 2 号中「次号」を「次号及び第 4 号」に改め、同表第 7 号中「前 6 号」を「前 7 号」に改め、同号を同表第 8 号とし、同表中第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3)	共同住宅（次号に掲げるものを除く。）	当該住宅の戸数に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た台数以上
-----	--------------------	------------------------------------

別表第 8 を別表第 6 とする。

別表第 9 第 1 号及び第 2 号中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同表第 4 号中「次号」を「次号及び第 6 号」に改め、同表第 9 号中「前 8 号」を「前 9 号」に改め、同号を同表第 10 号とし、同表中第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5)	共同住宅（次号に掲げるものを除く。）	当該住宅の戸数に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た台数以上
-----	--------------------	------------------------------------

別表第 9 備考中「別表第 8」を「別表第 6」に改め、同表を別表第 7 とする。

別表第 10 備考 1 中「別表第 8」を「別表第 6」に改め、同表を別表第 8 とする。

別表第 11 中

第一種中高層住居専用地域で容積率が 200 パーセントの地域並びに第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域で容積率が 200 パーセントの地域		240 戸以下	を
近隣商業地域で容積率が 300 パーセントの地域及び商業地域（高度利用地区を除く。）		335 戸以下	

第一種中高層住居専用地域で容積率が 200 パーセントの地域並びに第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域		240 戸以下	に
近隣商業地域で容積率が 200 パーセントの地域	区分 1	240 戸以下	
	区分 2	255 戸以下	
近隣商業地域で容積率が 300 パーセントの地域及び商業地域（高度利用地区を除く。）	区分 1	335 戸以下	
	区分 2	360 戸以下	

改め、同表中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 を備考 2 とし、同備考の前に次の

ように加える。

1 区分1及び区分2は、別表第2に掲げる区域とする。

別表第11を別表第9とし、別表第13を削る。

別表第12中

「

0.05ヘクタール以上 0.1ヘクタール未満	6メートル	6メートル	6メートル	6メートル	6メートル
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満			6.5メートル	9メートル	9メートル
0.3ヘクタール以上 1ヘクタール未満		6.5メートル	7.5メートル		
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	7.5メートル	7.5メートル	8.5メートル		
3ヘクタール以上 5ヘクタール未満	8メートル	8メートル	9メートル		

を

」

「

0.05ヘクタール以上 0.1ヘクタール未満	4.5メートル	4.5メートル	6メートル	4.5メートル	4.5メートル
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	5メートル	5.5メートル	6.5メートル	5.5メートル	5.5メートル
0.3ヘクタール以上 1ヘクタール未満	5.5メートル	6メートル	7.5メートル	6メートル	6メートル
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	7.5メートル	7.5メートル	8.5メートル	9メートル	9メートル
3ヘクタール以上 5ヘクタール未満	8メートル	8メートル	9メートル		

に

」

改め、同表備考に次のように加える。

3 当該別表の規定を道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項並びに建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路以外の道路に適用する場合は、一般の通行の用に供している道路で、地方公共団体又はこれに類する公的機関が所有するものであって、かつ、道路管理者等が管理協定等により表面管理しているものに限ることとする。

別表第12を別表第13とし、同表の前に次の3表を加える。

別表第10（第45条の4、第45条の5）

事業区域の面積	緑地帯の幅
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	1メートル
3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	2メートル
10,000平方メートル以上	5メートル

別表第11（第45条の4、第45条の5）

事業区域の面積	自動車駐車場の区画数
---------	------------

1,000平方メートル未満	墳墓又は墓碑等の区画数の $\frac{4}{100}$
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	墳墓又は墓碑等の区画数の $\frac{5}{100}$
3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	墳墓又は墓碑等の区画数の $\frac{6}{100}$
10,000平方メートル以上	墳墓又は墓碑等の区画数の $\frac{10}{100}$

別表第12（第45条の5）

名称	基準の内容
構造基準	(1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガス（燃焼室において発生するガスをいう。）の温度が800度以上で、かつ悪臭の発生を抑制するのに十分な状態でペットの死骸を燃焼できるものであること。 (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 (3) 燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。 (4) 燃焼ガスの温度を保つための必要な助燃バーナーを備えた二次燃焼室又はこれと同等以上の効果を有する設備が設けられていること。
設置基準	(1) 汚水が排水される場合には、適切に処理できる設備を有すること。 (2) 付近の住民に生活環境への影響を与えないような場所に設置すること。

別表第14備考1中「別表第12」を「別表第13」に改める。

別表第15備考1中「別表第12備考1及び2」を「別表第13備考1から3まで」に改め、同表備考2中「、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路以外の道のうち、市が維持管理を行い、現に通行の用に供している規則で定める道については、現況幅員とすることができ」を削る。

別表第17中

「

雨水貯留型	0.3ヘクタール以上 0.5ヘクタール未満	500立方メートル以上
	0.5ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	600立方メートル以上
	1.0ヘクタール以上	800立方メートル以上
雨水浸透型	0.05ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	

を

」

「

雨水貯留型	0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	400立方メートル以上
	0.3ヘクタール以上 0.5ヘクタール未満	500立方メートル以上
	0.5ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	600立方メートル以上
	1.0ヘクタール以上	800立方メートル以上
雨水浸透型	0.03ヘクタール以上 0.05ヘクタール未満	
	0.05ヘクタール以上	市長が別に定める技術

に改め、同表備考

	0.1ヘクタール未満	的細目の規定による。
--	------------	------------

」

を次のように改める。

備考

- 1 かけ地等雨水を浸透させることが適当でない箇所や岩盤等で浸透が見込めない箇所においては、市長が特に認める場合は、雨水浸透型に替えて雨水貯留型とすることができるものとする。ただし、雨水貯留型の設置も困難な場合は、市長と協議するものとする。
- 2 雨水貯留型の事業区域面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のものについては、市長が特に認める場合は、雨水浸透型に替えることができるものとする。ただし、雨水浸透型の設置も困難な場合は、市長と協議するものとする。
- 3 雨水浸透型の事業区域面積が0.03ヘクタール以上0.05ヘクタール未満のものについては、浸透枳等を設置するものとする。
- 4 その用途を変更せず、同一敷地内においてその用途を変更しない建築物の一部の増築又は改築等をする場合におけるこの表の適用は、事業計画等を勘案して、市長が定める当該建築物相当規模の雨水流出を抑制する施設を設置することができる。
- 5 建築物の用途による理由等で事業区域面積に応じた施設の整備が困難であると市長が特に認める場合は、事業区域面積欄の数値を市長が別に定める敷地面積の数値とすることができるものとする。

別表第17を別表第21とする。

別表第16中「第47条、第60条」を「60条」に改め、公園整備協力金の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 環境整備協力金にあつては、ワンルーム形式の住戸は、3戸を1戸とみなす。
- 2 環境整備協力金において、住宅の建替え又は増改築を行うときは、当該住宅の戸数から既存の戸数を減じて得た戸数を適用する。

別表第16を別表第20とし、同表の前に次の4表を加える。

別表第16（第46条）

建築物の用途 事業区域の面積	戸建住宅	共同住宅 (2階建以下)	中高層共同住宅	特定用途建築物	住宅及び特定用途建築物以外
0.05ヘクタール以上 0.1ヘクタール未満	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満		4.5メートル	5メートル	5メートル	4.5メートル
0.3ヘクタール以上 1ヘクタール未満	4.5メートル	5.5メートル	6メートル	6メートル	5.5メートル
1ヘクタール以上	6.5メートル	6.5メートル	6.5メートル	6.5メートル	6.5メートル

備考 別表第13備考 1 及び 2 に同じ。

別表第17（第46条）

建築物の用途 事業区域の面積	中高層共同住宅	特定用途建築物	住宅及び特定用途建築物以外
0.05ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	4メートル	4メートル	4メートル
0.3ヘクタール以上	4.5メートル	4.5メートル	4.5メートル

備考 別表第13備考 1 及び 2 に同じ。

別表第18（第46条の 2）

建築物の用途 事業区域の面積	戸建住宅	共同住宅 （2階建以下）	中高層共同住宅	特定用途建築物	住宅及び特定用途建築物以外
0.05ヘクタール以上 0.1ヘクタール未満	別表第15備考 2 による。		3メートル	3メートル	3メートル
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	3メートル	3.5メートル	4メートル	4メートル	3.5メートル
0.3ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3.5メートル	4.5メートル	5メートル	5メートル	4.5メートル

備考 別表第13備考 1 及び 2 に同じ。

別表第19（第46条の 3）

道路の別 事業区域の面積	前面道路の幅員	至る道路の幅員
0.05ヘクタール以上 0.1ヘクタール未満	4.5メートル	4メートル
0.1ヘクタール以上 0.5ヘクタール未満	5.5メートル	
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	6メートル	
1ヘクタール以上	9メートル	6メートル ただし、規則で定める用途においては4メートル

備考 別表第13備考 1 から 3 までに同じ。

（まちづくり条例の一部改正）

第 2 条 鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「次のいずれかに該当する開発事業」を「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年 9 月条例第 5 号。以下「開発事業条例」という。）の適用を受ける開発事業で、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア中「以上の開発事業」の次に「（次号ウに該当するものを除く。）」を加え、同号を同条第 4 号とし、同号の次に

次の１号を加える。

- (5) 中規模開発事業 開発事業条例の適用を受ける開発事業で、次のいずれかに該当するものいう。

ア 開発事業に係る土地の面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合にあっては、500平方メートル以上2,000平方メートル）未満の開発事業

イ 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（保全対象緑地を含む場合を除く。）における開発事業に係る土地の面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満であって、土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000立方メートル以上の開発事業

ウ 開発事業に係る土地の面積が5,000平方メートル（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合にあっては、2,000平方メートル）以上の開発事業であって、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 従前と同一敷地で行われる増築等であること。
- (イ) 従前の土地利用目的と変更がない増築等であること。
- (ウ) 土地利用目的が住居系以外であること。

第2条第7号中「又は特定土地利用（以下「開発事業等」という。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条第8号中「開発事業等」を「開発事業」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号イ中「開発事業等」を「開発事業」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号ウを削り、同号エ中「都市緑地法」の次に「(昭和48年法律第72号)」を加え、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同号を同条第10号とし、同条第12号及び第13号を削り、同条第14号中「次に掲げる土地」を「建築物の敷地として利用されている土地又は建築物の敷地であった土地」に改め、同号中ア及びイを削り、同号を同条第11号とする。

第6条中「開発事業等」を「開発事業」に改める。

第7条第1項中「開発事業は」を「第2条第4号及び第5号に規定する開発事業は」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第2項中「諸計画」を「個別計画」に、「反映させるよう努めなければならない」を「反映させるものとする」に改める。

第13条第2項中「合意」を「同意」に改め、同条第3項中「市が実施する施策と調和」を「都市マスタープラン及びまちづくりについての個別計画の

内容を反映」に改め、同条第4項中「、地区計画（都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。以下同じ。）又は建築協定（建築基準法第69条の建築協定をいう。以下同じ。）等の制度の活用を図り、市が実施する施策に反映させるよう努めなければならない」を「るものとする」に改め、同条第5項中「開発事業等」を「開発事業」に改める。

第14条を次のように改める。

（地区まちづくりプラン）

第14条 地区まちづくりプランは、まちづくり市民団体が一定の地区を対象として、地区の将来像を共有しながら、良好な居住環境や魅力ある地区環境の形成を図るとともに、住民主体によるまちづくりを推進するために策定するものであり、当該地区のまちづくりに関して、遵守されるべき事項を定めるものとする。

2 前項の遵守されるべき事項は、次に掲げる事項をいう。

(1) 地区のまちづくりに関する方針

(2) 当該地区の建築等に係る事項で規則で定めるもの

3 まちづくり市民団体は、一定の地区を対象とした地区まちづくりプランを策定する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、規則で定めるところにより、市長に当該地区まちづくりプランの認定の申請をすることができる。

(1) 当該地区の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。）について、所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「権利者」という。）の地区まちづくりプランの認定に係る同意を権利者の総数の $\frac{2}{3}$ 以上得ていること。この場合において、一筆の土地について複数の権利者があるときの同意者の数は、規則で定めるところにより算出するものとする。

(2) 地区まちづくりプランの認定に同意した権利者が所有するその地区内の土地の地積と同意した権利者が有する借地権の目的となっているその地区内の土地の地積の合計が、その地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の $\frac{2}{3}$ 以上であること。この場合において、一筆の土地について複数の権利者があるときの地積は、規則で定めるところにより算出するものとする。

4 まちづくり市民団体は、地区まちづくりプランを定めるに当たっては、

都市マスタープラン及びまちづくりについての個別計画の内容を反映させるよう努めなければならない。

- 5 まちづくり市民団体は、第3項の認定の申請をする前に、市長とその内容について協議しなければならない。
- 6 まちづくり市民団体は、前項の規定による協議を終えた後、第3項の認定の申請をする前に、地区まちづくりプランの内容について、説明会の開催等により、権利者へ十分な説明を行い理解を得るよう努めなければならない。
- 7 市長は、第3項の認定の申請があったときは、規則に定める基準に基づき、当該プランの内容を認定する必要があるかどうかを判断し、認定する必要があると認めるときは、地区まちづくりプランを認定するものとする。
- 8 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
- 9 市長は、第7項の規定により地区まちづくりプランを認定したときは、その旨を公告するとともに、当該まちづくり市民団体の代表者に通知しなければならない。
- 10 市長は、第7項の規定により地区まちづくりプランを認定したときは、当該地区まちづくりプランの周知に努めるものとし、当該地区まちづくりプランが認定された地区においては、事業者に対し、当該地区の地区まちづくりプランの内容を遵守するように指導しなければならない。
- 11 地区まちづくりプランが定められた地区において開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画を地区まちづくりプランと調和させるよう努めなければならない。
- 12 地区まちづくりプランが策定された地区の住民は、その内容を遵守するよう努めなければならない。

第15条の見出し中「開発事業等」を「開発事業」に改め、同条中「自主まちづくり協定が締結」を「地区まちづくりプランが認定」に、「開発事業等」を「開発事業」に改める。

第25条第3項中「市が実施する施策と照らし」を「都市マスタープラン及びまちづくりについての個別計画の内容を反映するよう」に改める。

第26条第1項中「大規模土地取引行為の日又は開発事業条例第13条に規定する事前相談に係る書面の提出をする日のうちいずれか早い日の4月前」を「当該開発事業に係る計画の変更可能な時期」に改め、同条第2項中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同条第3項中「市が実施する施策」を「都

市マスタープラン及びまちづくりについての個別計画」に改める。

第27条第4項中「大規模開発事業者は」の次に「、第1項に規定する縦覧期間の満了後」を加える。

第30条第2項第1号中「鎌倉市議会」を「鎌倉市議会議員」に改める。

第31条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の助言又は指導については、都市マスタープラン、第28条第1項の意見書及び前項の審議会の意見を踏まえて行うものとする。

第33条第2項中「後に、」を「後、開発事業条例第13条第2項の規定による標識の設置をした日までの間に」に改める。

第36条中「第13条又は特定土地利用条例第10条」を「第13条第1項」に改める。

第37条第2項中「が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中規模開発事業」を削り、同項各号を削り、同条第3項中「事業区域内の」を「事業区域内であって、当該事業区域に接する道路から」に改め、同条第4項中「(第2項各号のいずれかに該当する開発事業を行う中規模開発事業者に限る。以下次項から第7項までにおいて同じ。)」を削り、同条第5項中「説明会」を「第1項に規定する縦覧期間の満了後に説明会」に改める。

第38条中「(前条第2項各号のいずれかに該当する開発事業に限る。次条において同じ。)」を削る。

第42条中「第13条及び特定土地利用条例第10条」を「第13条第1項」に改める。

第44条第1項中「自主まちづくり計画」の次に「、地区まちづくりプラン」を、「地区計画」の次に「(都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。)」を、「建築協定」の次に「(建築基準法第69条の建築協定をいう。)」を加える。

第48条中「第26条」を「第7条及び第26条」に、「開発事業等」を「開発事業」に改め、第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の廃止)

第3条 鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例（平成23年10月条例第10号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「新開発事業条例」という。）の規定は、施行日以後に新開発事業条例第13条第 1 項に規定する事前相談の申出がなされた開発事業（新開発事業条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する開発事業をいう。）に適用し、施行日前に第 1 条の規定による改正前の鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「旧開発事業条例」という。）第13条に規定する事前相談の申出がなされた開発事業（旧開発事業条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する開発事業をいう。）については、なお従前の例による。
（まちづくり条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第 2 条の規定による改正後の鎌倉市まちづくり条例（以下「新まちづくり条例」という。）の規定は、施行日以後に新まちづくり条例第26条第 1 項の規定による届出がされた大規模開発事業（新まちづくり条例第 2 条第 4 号に規定する大規模開発事業をいう。）及び新まちづくり条例第36条の規定による届出がされた中規模開発事業（新まちづくり条例第 2 条第 5 号に規定する中規模開発事業をいう。）に適用し、施行日前に第 2 条による改正前の鎌倉市まちづくり条例（以下「旧まちづくり条例」という。）第26条第 1 項の規定による届出がされた大規模開発事業（旧まちづくり条例第 2 条第 5 号に規定する大規模開発事業をいう。）及び旧まちづくり条例第36条の規定による届出がされた中規模開発事業（旧まちづくり条例第 2 条第 6 号に規定する中規模開発事業をいう。）については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日において現に効力を有する自主まちづくり協定（旧まちづくり条例第14条第 2 項の規定により締結された自主まちづくり協定をいう。）が締結されている地区については、同条第 4 項及び旧まちづくり条例第15条の規定は、当該協定が効力を失うまでの間、なおその効力を有する。
（特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 5 この条例の施行前に申出がなされた事前相談（第 3 条の規定による廃止前の鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例（以下「旧特定土地利用条例」という。）第10条に規定する事前相談をいう。）に係る特定土地利用（旧特定土地利用条例第 2 条第 1 号に規定する特定土地利用をいう。）については、なお従前の例による。
（建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正）
- 6 鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成12年 3 月条例

第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号中「規定する開発事業」の次に「(同項第16号に規定する特定土地利用を除く。)」を加える。

(墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

- 7 鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年3月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第5号中「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例(平成23年10月条例第10号。以下「特定土地利用条例」という。)」を「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号。以下「開発事業条例」という。)」に、「特定土地利用条例第22条に規定する特定土地利用基準適合確認通知書」を「開発事業条例第26条第1項に規定する開発基準適合確認通知書」に改める。

議案第 15 号

令和 7 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 90,454 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81,761,669 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年（2025 年）6 月 11 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	14,633,789	△27,362	14,606,427
	5 国庫負担金	10,659,587	23,387	10,682,974
	10 国庫補助金	3,937,615	△50,749	3,886,866
60	県支出金	5,595,675	11,693	5,607,368
	5 県負担金	3,599,866	11,693	3,611,559
70	寄附金	3,013,718	3,503	3,017,221
	5 寄附金	3,013,718	3,503	3,017,221
75	繰入金	5,448,121	30,979	5,479,100
	5 基金繰入金	5,380,601	30,979	5,411,580
85	諸収入	1,058,212	2,341	1,060,553
	25 雑入	669,157	2,341	671,498
90	市債	4,240,500	69,300	4,309,800
	5 市債	4,240,500	69,300	4,309,800
歳 入 合 計		81,671,215	90,454	81,761,669

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	10,134,305	36,697	10,171,002
	5 総務管理費	8,068,030	36,697	8,104,727
15	民生費	33,830,634	51,416	33,882,050
	5 社会福祉費	15,639,988	2,000	15,641,988
	10 児童福祉費	15,715,908	46,776	15,762,684
	15 生活保護費	2,473,563	2,640	2,476,203
20	衛生費	8,721,775	2,341	8,724,116
	10 清掃費	6,229,958	2,341	6,232,299
歳 出 合 計		81,671,215	90,454	81,761,669

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	城廻市有地 擁壁補強事業	千円	6	千円 0	千円	6	千円 0
			669,900	7	334,950	701,060	7	350,530
				8	334,950		8	350,530

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 241,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 310,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	4,240,500				4,309,800			

報告第 11 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年（2025年）4 月 3 日、鎌倉市大船四丁目18番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 102,806円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div></div> <div></div> |
| 3 | 処分の日 | 令和 7 年（2025年）5 月19日 |